

2006年6月8日

宇治市長

久保田 勇 様

宇治市職員労働組合

執行委員長 小野 敦

2006年夏季重点要求書

日頃、地方自治の発展に向けてご奮闘されている貴職に敬意を表します。

今国会では、国民のくらしや平和、民主主義など、日本の将来にかかわる重要な法案が審議されています。国民の安全・安心をおびやかす、格差拡大と地方切り捨てを進める「行政改革推進法案」「市場化テスト法案」など行革関連5法案は、地方に対しても行革推進の責務や人員削減を「法律化」によって押し付け、分権推進からみても逆行するものです。

また、現役世代との『公平』の名で高齢者医療費の窓口負担増を押し付け、受診抑制に拍車をかける医療制度改悪や、憲法9条を改悪し、アメリカと共に戦争が出来る国に作り変える動き、改憲する道に直結する国民投票法など、平和と民主主義にとって重大な局面を迎えています。加えて、教育基本法改悪法案は、憲法が定めた内心の自由を侵害し、国家権力による教育内容への介入など、教育の分野から戦争できる人づくりを推し進める内容となっており、どの法案も日本の将来に係わる重要なものばかりです。

06春闘では、大企業がバブル期を上回る史上空前の利益を上げる中、一時金の増額やベアの復活など民間賃金も微増したものの、産業間格差の広がりや経済の二極化現象が進行しています。また、高水準にある失業率や非正規労働者が雇用労働者の3分の1を占める状況、企業・事業所の倒産等、労働者・国民の生活の悪化が進行しています。格差拡大を推進してきた小泉構造改革路線に対し、国民的批判が高まっています。

私たち市職労は、地域住民のいのちと暮らしを守る自治体労働者として、国民的課題に真正面から取り組み、住民一人ひとりが安心して暮らすことができ、地方自治が息づく地域と自治体づくりを目標に運動を取り組んできました。健康で生きいきと誇りを持って公務に専念できる賃金、労働条件への改善を求め、下記の事項について要求します。

当局として、住民の暮らしと職員生活を守る立場で充分検討され、誠意ある回答をされるよう求めます。

記

1. 「給与構造見直し」について

- (1) 給与改定にあたっては、雇用者責任を明確にし、地域の購買力を高め、職員の公務への専念意欲を高め、意欲をもって働くことのできる賃金制度とすること。また、職員の団結を守り、公務労働の公平性、継続性、専門性を確保するうえで、「生計費原則」「同一労働・同一賃金」「公正・公平」な賃金体制とすること。

- (2) 05 人事院勧告で示された「給与構造見直し」を自治体に導入しないこと。やむを得ず「給与構造見直し」を導入するにしても、機械的な国制度への追従ではなく、宇治市の実態に見合った制度とし、水準確保の方策を真摯に検討すること。
- (3) 勧告での「地域手当」支給率の導入は、地域の賃金水準を低めると共に、一部都市部と地域との格差を拡大することになり、導入しないこと。
- (4) これまでの労使自治を守り、同時に労使交渉での到達点を踏まえ、賃金水準を確保すること。

2. 夏季一時金要求

- (1) 夏季一時金については、2. 7月分プラス一律35,000円を支給すること。
- (2) 一時金の役職加算を廃止し、全職員10%加算とすること。
- (3) 一時金の「期末手当」「勤勉手当」を一本化すること。
- (4) 一時金の「勤勉手当」に成績率・勤務評定を導入しないこと。

3. 夏季休暇の現行日数を確保すること。また、夏季休暇の完全取得できる体制を確立するとともに制度化を図ること。

4. 人事院規則が変更されたことで、安易に自治体に国の制度を持ち込まないこと。休息・休憩時間は、重大な労働条件であり労使協議を尽くす事は勿論のこと、地域の企業、事業所に働く労働者の労働時間に影響を与えることから、労働時間の改悪は行わないこと。

5. この間、空調の改善に向け一定の対策が講じられているが、大きな効果が得られない場合は、西館の空調改善とあわせ、抜本的対策を講じること。

6. 住民のいのちと暮らし、平和と地方自治を守ること。

- (1) 悲惨な戦争への苦痛の反省に基づいて制定された現憲法の精神を政府は放棄して、アメリカの要請に基づき憲法9条を変え、海外で戦争できる国に作り変えようとしています。平和を守る立場から、憲法9条の改悪に反対し、また憲法改悪を前提とした国民投票法制定に反対すること。
- (2) 憲法改悪と動きと一体として、日本が再び海外で戦争できる国にするための人づくりと、国家が教育に直接介入できる教育基本法の改悪に反対すること。
- (3) 国民の「内心の自由」を侵し、現在刑法の原則に反する共謀罪法案に反対すること。
- (4) 住民サービスの低下につながる小さな政府を目指す「行革推進法」「市場化テスト法」は、住民が作った共通の財産である自治体や公共業務を民間に開放するものであり、法案に反対すること。
- (5) 受診抑制につながる患者負担増、療養病床の廃止縮小、新高齢者医療制度の新設など、医療制度にまで格差を持ち込む医療関連法改悪に反対すること。

以 上